

第1 2次労働災害防止計画案と骨子案の対比表

	計画案	骨子案
9ページ 14行目	<p>・労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成14年から平成23年までの過去10年で大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政の重点対象としてこなかった第三次産業は<u>16.7%増加</u>している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店（以下「小売業等」という。）の労働災害が多く、特に社会福祉施設は、<u>雇用者数が過去10年で約2倍と急増しているが、災害増加率はそれを上回って過去10年で2.5倍近くになっている。</u></p>	<p>・労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成14年から平成23年までの過去10年で<u>36.2%減、25.7%減と</u>、大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政の重点対象としてこなかった第三次産業は<u>14.3%の増であり、全体に占める割合が10.1%増加</u>している。このうち、特に災害の多い小売業、社会福祉施設、飲食店（以下「小売業等」という。）の労働災害は、<u>それぞれ過去10年で4.1%増、144.7%増、11.4%増となり、それぞれの業種における雇用者数の増加率（0.5%、101.5%、4.3%）を上回る増加率を示している。</u></p>
10ページ 11行目	<p><u>平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。</u></p> <p>■小売業 労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。</p> <p>■社会福祉施設 労働災害による休業4日以上死傷者の数を<u>10%以上減少</u>させる。 <u>なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。</u></p> <p>■飲食店 労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。</p> <p>■陸上貨物運送事業 労働災害による休業4日以上死傷者の数を<u>10%以上減少</u>させる。</p>	<p>平成24年と比較して、平成29年までに小売業、社会福祉施設、飲食店の労働災害による休業4日以上死傷者の数をそれぞれ20%、<u>7%</u>、20%以上減少させる。</p> <p>平成24年と比較して、平成29年までに陸上貨物運送事業の労働災害による休業4日以上死傷者の数を<u>7%</u>以上減少させる</p>
10ページ 29行目	<p><u>第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設（介護施設）、飲食店に重点的に取り組む。</u></p>	
11ページ 18行目	<p><u>・多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済性に優れた安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の開発を促進し、普及させる。</u></p>	

	計画案	骨子案
12ページ 16行目	<p>・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、<u>役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置</u>の実施を促進する。なお、<u>着荷主が発荷主にとっての顧客であり陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない場合には、荷卸し時の役割分担や実施事項は、発荷主が着荷主と事前に調整し、陸上貨物運送事業者との契約に盛り込むことが適当であるため、こうした点にも留意しながら対策を進めることとする。</u></p>	<p>・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、<u>それぞれが実施すべき事項等について、役割分担に基づく措置</u>の実施を促進する。なお、<u>着荷主は、多くの場合において発荷主にとっての顧客であると見込まれ、陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない。このような場合における荷卸し時の役割分担や実施事項については、発荷主が顧客である着荷主と事前に調整し、陸上貨物運送事業者との契約に盛り込むことが適当であることから、こうした点にも留意しながら対策を進めることとする。</u></p>
12ページ 33行目	<p>・建設業は、<u>平成23年以降労働災害が増加する傾向にある。この背景には、東日本大震災の復旧・復興に向けた各種工事が本格化していることの影響が考えられ、被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足し、この結果、全国的に人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念される。</u></p>	<p>・建設業は、<u>重篤な労働災害発生の割合が高いことに加えて、東日本大震災の復旧・復興工事が今後本格化する中で、被災地の建設復興需要の増大により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中するとともに、被災地以外の地域では、人材が不足し、この結果、全国的に人材の質の低下、現場管理の劣化等が懸念される。</u></p>
13ページ 6行目	<p>(目標) <u>平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。</u></p> <p>■建設業 労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。</p> <p>■製造業 労働災害による死亡者の数を5%以上減少させる。</p>	<p>(目標)</p> <p>① 平成24年と比較して、平成29年までに建設業の労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる</p> <p>② 平成24年と比較して、平成29年までに製造業の労働災害による死亡者の数を5%以上減少させる</p>
13ページ 14行目	<p>建設業では「墜落・転落災害」、製造業では「はさまれ・巻き込まれ災害」に着目した対策を講じる。また、建設業は、<u>平成23年以降労働災害が増加傾向にあり、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う全国的な人材不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことにより、全国的に労働災害の増加が懸念されるため、こうした状況を踏まえた対策にも取り組む。</u></p>	<p>建設業では「墜落・転落災害」、製造業では「はさまれ・巻き込まれ災害」に着目した対策を講じる。また、建設業は、<u>昨年来労働災害が増加傾向にあり、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う全国的な人材不足等による人材の質の低下、現場管理の劣化等により、全国的に労働災害の増加が懸念されることから、人材不足等による災害防止にも取り組む。</u></p>

	計画案	骨子案
13ページ 22行目	(a) <u>様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進</u> ・墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落は約15%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落が約4割を占めるため、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、労働安全衛生総合研究所と協力して、 <u>はしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法を開発し、普及させる。</u>	① <u>足場以外の場所からの墜落・転落災害防止対策の検討</u> ・墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落災害は約15%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落災害が約4割を占めているため、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、労働安全衛生総合研究所と協力して、 <u>こうした場所からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法を開発し、普及させる。</u>
13ページ 31行目	b <u>震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策</u>	◆ <u>震災の影響による全国的な人材の質の低下、現場管理の劣化等の状況を踏まえた対策</u>
13ページ 37行目	・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストの <u>ばく露や飛散の防止措置</u> を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。	・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベスト <u>飛散防止措置</u> を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携しつつ、重点的に対応する。
14ページ 8行目	(a) <u>アスベストばく露防止対策</u> ・アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストの <u>ばく露や飛散の防止</u> を徹底するとともに、環境省、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。	① <u>アスベスト飛散防止対策</u> ・アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれることから、引き続きアスベストの <u>飛散やばく露防止</u> を徹底するとともに、環境省や地方公共団体と連携し、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案については厳正に対処する。
14ページ 30行目	・団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の <u>再確認</u> が急がれており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会の活動を支援する。	・団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の <u>弱体化</u> が懸念されており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会の活動を支援する。
15ページ 4行目	・健康面では、労災認定件数が増加している精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、労災認定件数が <u>減少していない脳・心臓疾患</u> を防止するための過重労働対策に対して引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい <u>職場環境に改善していくことが必要</u> である。また、厳しい社会経済情勢の中で、 <u>業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。</u>	・健康面では、労災認定件数が増加している精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、労災認定件数が <u>高止まりしている脳・心臓疾患</u> を防止するための過重労働対策について引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい <u>職場環境の改善が必要</u> である。また、厳しい社会経済情勢の中で、 <u>業務の複雑化、高度化、迅速化等が求められ、業務が一部の労働者に集中することによる過重労働が発生しており、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やワークシェアリングの観点からも長時間労働の抑制が求められている。</u>

	計画案	骨子案
16ページ 3行目	<p>平成29年までに<u>メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。</u></p> <p>(講ずべき施策)</p> <p>a <u>メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス不調の予防のためには、<u>労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であり、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。</u> <p>b <u>ストレスへの気づきと対応の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。</u> <p>c <u>取組方策の分からない事業場への支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場もある(20.1% (平成23年労働災害防止対策等重点調査))</u>ため、事業者がこうした取組が行えるように支援措置を充実する。特に小規模事業場に対する支援の強化を図る。 	<p>平成29年までに<u>労働者及び管理監督者への教育研修・情報提供を行っている事業場の割合を、それぞれ50%以上とする</u></p> <p>◆<u>メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス不調の予防のためには、<u>日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることや労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることが重要であり、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。</u> <p>◆<u>ストレスチェック制度の活用促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ストレスチェック制度の普及・実施を徹底する。</u> <p>◆<u>取組方策の分からない事業場への支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ストレスチェックや、希望する労働者への面接指導等の措置に加え、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場が高い割合(42.2% (平成19年労働者健康状況調査))</u>となっているため、事業者がこうした取組が行えるように支援措置を充実する。特に小規模事業場に対する支援の強化を図る。
17ページ 16行目	<ul style="list-style-type: none"> ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促す<u>とともに、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促す<u>ことを通じ、時間外労働の削減を推進する。</u> ・<u>「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守徹底を図る。</u>
18ページ 33行目	<p>平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を<u>10%以上減少させる(再掲)</u></p>	<p>平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の労働災害による休業4日以上死傷者の数を<u>7%以上減少させる(再掲)</u></p>
19ページ 6行目	<p>b <u>介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及(再掲)</u></p>	<p>◆<u>介護労働者に配慮した介護手法の普及(再掲)</u></p>
19ページ 19行目	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛の発生要因となるリスクを除去する観点から、<u>諸外国の状況等を踏まえて、重量物取扱い業務の腰痛予防に資する規制の導入を検討する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛の発生要因となるリスクを除去する観点から、<u>重量物取扱い業務の腰痛予防に資する規制の導入を検討する。</u>

	計画案	骨子案
20ページ 3行目	・職場での禁煙、空間分煙、 <u>その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応が困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。</u>	・職場での禁煙、空間分煙の <u>実施</u> を徹底する。
21ページ 25行目	・ <u>労働者の3人に1人以上が非正規労働者となっているため、非正規労働者に関する安全衛生活動の実態把握が必要となっている。</u>	
22ページ 29行目	・基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。	・ <u>定期健康診断結果等に基づき</u> 、基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者については、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
23ページ 5行目	b 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化 ・建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、 <u>就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう</u> 、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。	○雇用形態の多様化を踏まえた責任の明確化 ・建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、 <u>雇用形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいになり、労働災害が発生するようなことがないよう</u> 、多様な雇用形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。
25ページ 17行目	・ <u>労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について</u> 、国による援助を充実することにより、小規模事業場の産業保健活動を促進する。	・ <u>産業医や産業保健機関による労働者 50 人未満の小規模事業場へのサービス提供に対して</u> 、国による援助を充実することにより、小規模事業場の産業保健活動を促進する。
26ページ 4行目	・全国 5,300 万人の労働者の安全や健康にかかわる問題（家族も含めれば全国的な問題）であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも <u>十分に共有されていない場合もあり</u> 、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。 ・企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければいけないという経営トップの強い <u>意識が重要</u> である。	・全国 5,300 万人の労働者の安全や健康にかかわる問題（家族も含めれば全国的な問題）であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも <u>広く共有されておらず</u> 、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。 ・企業が積極的に安全衛生対策を進めるか否かは、労働者の安全や健康を守らなければいけないという経営トップの強い <u>意識に大きく左右されるため、経営トップの意識付けにつながる取組が必要</u> である。
26ページ 17行目	・ <u>労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して</u> 様々な手法、機会を活用して、 <u>労働者の安全や健康に関する意識付け</u> を行う。	・様々な手法、機会を活用して、 <u>経営トップに対して労働者の安全や健康に関する意識付け</u> を行う。
26ページ 33行目	・法令違反により重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業について、一定の基準を設け、 <u>着実に労働環境の改善を図らせるため</u> 、企業名と労働災害の発生状況をホームページ等で公表することを <u>含めて検討</u> する。	・法令違反により重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業について、一定の基準を設け、 <u>企業名と労働災害の発生状況をホームページ等で公表することを含め</u> 着実に労働環境の改善を図らせる方策を <u>検討</u> する。

	計画案	骨子案
26ページ 39行目	・労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者 1 人 1 人の安全に対する意識や危険感受性を <u>高め、労働災害防止に結びつける。</u>	・労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者 1 人 1 人の安全に対する意識や危険感受性を <u>高めていく。</u>
29ページ 4行目	・労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業、造船業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種における発注者等に対する責任は <u>限定的であるため、外部委託</u> によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。	・労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業、造船業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種については、発注者等に対する責任は <u>限定的となっている。</u> 様々な分野で外注化や請負が行われていることから、 <u>外注化</u> によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。
29ページ 22行目	事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より <u>上流</u> の段階での安全衛生に対する取組を強化する。 ① <u>発注者等による安全衛生への取組強化</u> a <u>発注者等による安全衛生への取組強化</u> ・ <u>外部委託</u> によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。 ・ <u>施設等の管理者が自らが管理する施設等を第三者に使用させる場合の安全衛生管理責任のあり方</u> を検討する。	<u>様々な分野で外注化や請負が行われていることから、事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上位</u> の段階での安全衛生に対する取組を強化する。 ア <u>発注者による安全衛生への取組強化</u> ○ <u>発注者による安全衛生への取組強化</u> ・ <u>様々な分野で外注化や請負が行われていることから、外注化</u> によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。 ・ <u>自らが管理する施設等の危険性又は有害性が、それらを使用する第三者に与える影響の除去、管理に係る新たな責任のあり方について</u> 検討する。
30ページ 2行目	・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストの <u>ばく露や飛散の</u> 防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。	・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベスト <u>飛散防止</u> 措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携しつつ、重点的に対応する。
32ページ 7行目	・被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足するなど全国的に人材の <u>維持や現場管理に支障をきたすこと</u> が懸念される。	・ <u>また、被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足するなど全国的に人材の質の低下、現場管理の劣化等</u> が懸念される。

	計画案	骨子案
33ページ 7行目	<p>・東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施するための<u>被ばく線量管理体制の強化、線量計の確保等の準備状況</u>を定期的に確認する。</p> <p>b 原発事故対応作業と除染作業での放射線障害防止等</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業の被ばく防止対策、<u>特別教育等の安全衛生管理の実施を徹底するとともに、緊急作業に従事した労働者に対して、メンタルヘルスクアを含めた健康相談等の</u>長期的健康管理対策等を着実に実施する。</p>	<p>・東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施するための<u>準備状況</u>を定期的に確認する。</p> <p>○原発事故対応作業と除染作業の労働災害防止</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業の被ばく防止対策、<u>緊急作業に従事した労働者の</u>長期的健康管理対策等を着実に実施する。</p>